

※ 厚木市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、本規程については、平成30年3月31日に廃止し、平成30年4月1日から厚木市庁舎建設等検討委員会規則を施行しています。

厚木市庁舎建設等検討委員会設置規程

(設置)

第1条 市民サービスの向上と持続可能なまちの実現に向け、広く市民等からの意見を聴き、庁舎の建て替えの必要性及び今後の在り方等について検討するため、厚木市庁舎建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市庁舎の建て替えの必要性の検討に関すること。
- (2) 市庁舎の在り方、機能及び建設場所に係る調査及び検討に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は13人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、次に掲げる額とする。

- (1) 委員長 8,800円
- (2) 委員 7,800円

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、庁舎建設所管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。